

# 三重県障がい者のテレワーク拠点開設 支援補助金のご案内

※詳しくは、「募集案内」をご覧ください。

## 募集期間

令和4年6月20日（月）から  
令和4年7月29日（金）まで ※期間内に必着

## 1. 事業目的

※補助事業者は、審査のうえ決定します。（1事業者）

業務に慣れるまで一定の支援が必要な障がい者を雇用する企業を支援するため、県内中小企業等障がい者雇用の場として共同利用し、常駐するスタッフが障がい者を支援するテレワーク拠点を県内に開設する民間事業者に、開設に必要な施設改修や機器の整備等に要する経費を補助します。

## 2. 補助内容

《対象者》	三重県内に障がい者のテレワーク拠点を開設する事業者 ※障がい者のサテライトオフィス運営実績（農業型サテライトオフィスを除く。）がある事業者が対象です。実績がない場合は、実績がある事業者とグループで申請してください。 ※第1回目の募集により四日市市の拠点が決定したことから、追加募集では他地域での開設を優先させていただきます。
《補助率》	補助対象経費の2/3以内
《補助金上限額》	2,000万円
《事業対象期間》	交付決定日から令和5年1月31日（火）まで

## 3. 対象となる経費

障がい者のテレワーク拠点の開設に係る初期費用を、以下を例に、補助対象とします。

(1) オフィス設計、改修に要する費用	① 設計費、② 模様替え経費、③ その他改修経費 ④ ①から③の施工等管理に係る人件費
(2) 備品購入費	① 事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費 例 机、椅子、照明、音響、パソコン・周辺機器等 ② 対象外となるもの 例 自動車等車両、ソフトウェアの更新料は対象外
(3) 広報費	① パンフレット等又は広報媒体等経費 ② ①の事務管理に係る人件費
(4) 借料	家賃（敷金を含む。）及び機器・設備等のリース料等
(5) 外注費	外注（請負・委託）経費
(6) その他開設準備期間に要する経費	① 開設準備に係る人件費 ② その他、補助事業開始のために県が必要と認める事業

## 4. 応募に必要な書類

- (1) 交付申請書 (第1号様式)
  - (2) 事業計画書 (第1号様式の2)
  - (3) 数値目標達成計画の工程表 (第1号様式の3)
  - (4) 収支計画書 (第1号様式の4)
  - (5) 支出計画書 (第1号様式の5)
  - (6) 役員等に関する事項 (第1号様式の6)
  - (7) 申請者の履歴事項全部証明書 (写しで可)
  - (8) 申請者の直近2期分の財務諸表 (貸借対照表及び損益計算書) (写し可)  
(キャッシュフロー計算書を作成していない場合はそれに類する書類とする。)
  - (9) 改修等を行う施設の登記簿謄本 (写しで可)
  - (10) 申請者の概要が確認できる書類 (パンフレット等で可)
  - (11) 全ての県税 (自動車税を含む。) について滞納のないことの証明書  
(交付申請日から6ヶ月前以内に県税事務所発行のもの) (提示で可)
  - (12) 補助対象経費の積算根拠となる見積書や製品カタログの写し
  - (13) 補助対象経費に人件費を含む場合は、テレワーク拠点開設準備に関わる人件費積算書類
- ※ グループで応募する場合は、役員等に関する事項、履歴事項全部証明書、財務諸表を構成員ごとに提出するほか、以下の提出が必要です。
- (14) グループ内の運営ルール等を規定したもの。(補助事業で生じた知的財産の帰属等)

※申請書類については、三重県ホームページからダウンロードしてください。

三重県 障がい者 テレワーク拠点

検索

※ 様式の送付を希望する場合は、  
下記お問い合わせ先までご連絡ください。

## 5. 事業の採択

提出いただいた書類から、以下の審査項目に基づき、審査を行います (詳細は募集案内参照)。

- (1) 提案内容：テレワークによる障がい者雇用の拡大につながる取組となっているか。
- (2) 実現可能性：事業計画、数値目標、収支計画から、実現可能か。
- (3) 地域への波及効果：地域の関係機関との連携や障がい者雇用のモデルとして適切か。
- (4) 継続性：令和6年度まで事業を継続できる見込みがあるか。また令和7年度以降も事業を継続する意思が明らかで、企業への利用の働きかけなど事業継続の具体性があるか。
- (5) 経費妥当性：事業費の規模と事業計画の効果が必要かつ適切な費用積算となっているか。
- (6) 経営状況：経営が安定しており、将来的な成長が見込めるか。

## 6. 採択事業実施にあたっての注意事項

- 採択された場合、補助金申請時に作成した事業計画書 (第1号様式の2) に基づいて、テレワーク拠点の開設に向けて事業を行い、令和4年12月頃を目途に開設していただきます。
- 令和6年度末時点で、数値目標について評価します。未達成の場合でも補助金の返還は求めません。ただし、令和7年度以降事業を継続しない場合は、補助金の返還を求めます。
- 不正または虚偽による補助金の受給があった場合は、補助金の返還を求めます。

## ● 申請書提出先・お問い合わせ先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県雇用経済部 雇用対策課

三重県障がい者のテレワーク拠点開設支援補助金 係

電話：059-224-2510 / FAX 059-224-2455

※ 電話等の対応は、土・日・祝日を除く平日9時から17時までとなります。

※ 補助金申請書類は、郵送により提出してください。